

く、従前から行っている犬のためのシェルター設立のためでもあった。また、特に大々的に募ったわけではない。不特定多数の者のブログなどにリンクが張られて広く募金が呼びかけられる結果となつたが、被告はホームページ上で呼びかけたに過ぎない。また、テレビについては、各局の判断である。

第4段落も概ね認めるが、被告による募金等の募集は、上述のとおり、従前から行っているシェルター設立の資金を集めるためでもあった。

4 原告らの応募

第1段落は概ね認めるが、募金を行ってくれた者は、全てD.P.のための募金ではなく、シェルター設立資金のために募金を行った者も相当数存在した。

第2段落のうち、原告らが条件を付して支援金や物資を被告に交付したことは不知。交付方法は概ね認めるが、手渡しについては確認できない。

5 募金と活動の実態について

第1段落は概ね認める。

第2段落以下はすべて否認する。

6 ボランティア活動への重大な打撃について

否認乃至争う。

7 結語について

争う。

被告の主張

1 募金の性質について

本来、募金や支援物資の交付は贈与であるから、贈与を受けた被告には返還義務がない。原告らは、どのような法的構成でもって、募金等の返還を被告に求めるのか、明らかにすることを求める。

2 被告の返還手続について

上記のとおり、本来被告は、受け取った募金や支援物資などを拠出者に返還